3 文科施第 8 9 号 令和 3 年 6 月 2 5 日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 道府県知 各 国 公 私 立 大 各国公私立高等専門学校長 構造改革特別区域法第12条第1項の 認定を受けた地方公共団体の長 各大学共同利用機関法人機構長 国立教育政策研究所長 科学技術・学術政策研究所長 学 本 士 院 本 芸 術 院 長 各文部科学省独立行政法人の長 各文部科学省国立研究開発法人の長 日本私立学校振興・共済事業団理事長 公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房長

増子 宏

(公印省略)

文部科学省防災業務計画の修正について(通知)

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 36 条第1項の規定に基づき、文部科学省防災業務計画を修正したので通知します。

今回、災害対策基本法の一部改正等を踏まえ、文部科学省防災業務計画を修正しております。つきましては、貴職におかれましても、防災担当部局と連携し、必要に応じ各種計画を改定等していただきますようお願いします。

なお、都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。) 及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校 に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こ ども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く国公 立大学長におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校設置会 社に対しても周知していただくようお願いします。

○文部科学省防災業務計画(令和3年6月25日)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm

担当 文教施設企画・防災部 参事官(施設防災担当)付防災調整係 電話 03-5253-4111 (内線 2290)